

# 一般社団法人愛知子ども応援プロジェクト

## 理事の職務権限規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛知子ども応援プロジェクト(以下「当法人」という。)の定款第4章の規定に基づき、理事の職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

### 第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、法令、定款及び別表の定めるところにより、当法人の業務を執行する。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、法令、定款及び別表の定めるところにより、当法人の業務を執行する。

(コンプライアンス担当理事)

第5条 コンプライアンス担当理事の職務権限は、別に定めるコンプライアンス規程によるものとする。

### 第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、社員総会の決

議により別に定めることができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は社員総会の決議による。

附 則

この規程は、令和4年5月12日から施行する。

## (別表 理事の職務権限)

項目	決裁権者	
	代表理事	理事
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この法人を代表し、その業務を総理</li> <li>・社員総会を招集し、議長としてこれを主宰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表理事を補佐し、この法人の業務を執行</li> <li>・代表理事の事故時等の職務執行</li> </ul>
事業計画及び予算の案の作成に関すること	○	
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の立案に関すること	○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	
国外出張に関すること	○	
国内出張に関すること	○	
契約の締結	○	
一件税別 50 万円以下の契約に基づく支出(50 万円超は全社員の承認)	○	
法人の諸規程・諸規則に基づく支出(旅費交通費等)		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき 3 万円未満の支出		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき 3 万円以上の支出	○	
研修会等事業の実施に関すること	○	
会費に関すること	○	
職員の教育・研修に関すること	○	
渉外に関すること	○	
福利厚生(役員含む)に関すること	○	
金融機関を指定すること	○	
寄附に関すること	○	
訴訟に関すること	○	
外部に対する文書発簡(特に重要なもの)	○	
外部に対する文書発簡(重要なもの)		○